

# 第47回宮城県薬事審議会

I 日 時：令和2年12月23日（水曜日）  
午後1時30分から午後3時30分まで

II 場 所：宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

## III 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

- (1) 会長互選・職務代理者の指名
- (2) 近年の薬事行政概要について
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正について
- (4) 認定薬局に係る調査審議等について
- (5) その他

5 閉 会

---

## 【配布資料】

- 資料1 令和2年度薬事行政概要（令和元年度実績版）
- 資料2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に関するスライド
- 資料3 認定薬局に係る調査審議等について
- 資料4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（概要）（ハブコメ）
- 資料5 令和2年度認定薬局整備支援事業中間報告書
- 資料6 薬事審議会条例（昭和38年宮城県条例第37号）

## IV 出席者名簿

### 1 委員（12名中10名出席）

	所属	氏名	出欠
1	東北大学名誉教授	みずがき 水柿 道直	出
2	東北大学大学院薬学研究科准教授	ひらつか 平塚 真弘	出
3	東北医科大学薬学部教授	むらい 村井 ユリ子	出
4	公益社団法人宮城県医師会常任理事	あかいし 赤石 隆	出
5	公益社団法人宮城県看護協会副会長	たきしま 瀧島 美紀	出
6	仙台弁護士会弁護士	おばた 小幡 佳緒里	出
7	一般社団法人宮城県薬剤師会会长	やまだ 山田 卓郎	出
8	一般社団法人仙台市薬剤師会副会長	かみはた 上畠 日登美	出
9	宮城県医薬品卸組合	とみなが 富永 敦子	出
10	宮城県国民健康保険団体連合会常務理事	やまざき 山崎 敏幸	欠
11	宮城県消費者団体連絡協議会会长	くまがい 熊谷 瞳子	出
12	仙台市健康福祉局次長兼保健所長	しもかわ 下川 寛子	欠

## 2 事務局

	職名	氏名
1	宮城県保健福祉部長	伊藤 哲也
2	保健福祉部薬務課長	横田 浩志
3	保健福祉部薬務課副参事兼課長補佐（総括担当）	加藤 幸弘
4	保健福祉部薬務課課長補佐（総括担当）	内海 昌子
5	保健福祉部薬務課主任主査（薬事温泉班長）	佐野 幸子
6	保健福祉部薬務課技術主幹（監視麻薬班長）	高橋 令子
7	保健福祉部薬務課技術主査	波岡 右樹
8	保健福祉部薬務課技術主査	木村 由理
9	保健福祉部薬務課技師	加藤 信洋
10	保健福祉部薬務課技師	高橋 美玲

## V 議事録（発言要旨）

事務局（加藤副参事）	<p>定刻となりましたので、ただいまから、第47回宮城県薬事審議会を開催いたします。司会を務めさせていただきます加藤です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>はじめに、定足数の御報告をさせていただきます。</p> <p>本日の出席者数は10名ですので、薬事審議会条例第6条第2項の規定により、定足数である過半数を満たし、有効に成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>それでは開会に当たりまして、宮城県保健福祉部長の伊藤より御挨拶を申し上げます。</p>
事務局（伊藤部長）	(挨拶)
事務局（加藤副参事）	<p>なお、伊藤部長はこの後、別件の公務が入っておりますので、大変恐縮ですがここで退席とさせていただきます。</p> <p>本日は、皆様に御就任いただきましてから最初の審議会でございますので、御出席いただいております委員の皆様を御紹介いたします。</p> <p>お手元の出席者名簿の順に御紹介いたしますので、簡単に自己紹介をしていただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
委員一同	(自己紹介)
事務局（加藤副参事）	<p>なお、山崎敏幸委員、下川寛子委員につきましては、御欠席という連絡をいただいております。</p> <p>続きまして、事務局職員につきましては、出席者名簿の方に表示している通りでございますので、紹介は省略させていただきます。</p> <p>続きましてお手元にございます資料の確認をさせていただきます。</p> <p>(資料確認)</p> <p>皆様の御就任後、最初の審議会であり会長未選出のため、選出までの間、議事進行を事務局で務めさせていただきますのでよろしくお願ひします。</p> <p>はじめに、本審議会は公開を原則としております。本日の案件は、特に非公開とすべき個別案件がないものと判断し、公開することといたしましたので、御了承をお願いします。</p> <p>委員の皆様にお願いいたします。本審議会は、録音内容を自動で文章化する、議事録作成支援システムを用いております。</p> <p>御発言の際は、お手数ですが挙手の上、事務局員がお届けするマイクを御使用願います。</p> <p>それでは議事（1）の会長の選任に入ります。</p> <p>会長は、薬事審議会条例第5条第1項の規定により、委員の互選によって定めることになります。</p> <p>そこで委員の皆様方にお諮りいたしますが、会長の選任についてはいかがいたしましょうか。</p>

水柿委員	はい。東北医科薬科大学の村井ユリ子委員を推薦します。
事務局（加藤副参事）	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま、水柿委員から、村井委員にお願いしてはどうかとの御意見をいただきましたが、いかがでしょうか。</p>
委員一同	(異議無し)
事務局（加藤副参事）	<p>異議無しということですので、村井委員に会長をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは以後の進行につきまして、村井会長によろしくお願ひいたします。</p>
村井会長	<p>僭越ながら会長を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、薬事審議会条例第6条第1項の規定により、第47回宮城県薬事審議会を招集します。</p> <p>円滑な議事進行に御協力をお願いします。</p> <p>はじめに、薬事審議会条例第5条第3項の規定に基づき会長職務代理者の指名を行います。会長職務代理者には、山田卓郎委員を指名したいと思います。</p> <p>次に、議事録署名委員を指名させていただきます。本日は、小幡佳緒里委員、富永敦子委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>それでは、議事（2）「近年の薬事行政概要について」に移ります。</p> <p>今回、初めて委員になられた方もおられますので、併せて薬事審議会の概要についても、事務局から説明願います。</p>
事務局（横田課長）	(資料1、6について説明)
村井会長	それでは、今の御説明も踏まえまして何かございませんでしょうか。
委員一同	(無し)
村井会長	よろしいですか。
	それでは、次の議事（3）に入ります。「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正について」事務局から説明願います。
事務局（横田課長）	(資料2について説明)

村井会長	<p>ありがとうございます。厚労省の資料に基づいて御説明いただきました。</p> <p>審査の医薬品審査の迅速化につきましては、昨今のコロナ関連薬なども当制度を利用して、迅速に承認がなされたというところかと思います。</p> <p>認定薬局に係る内容は、次の議題で御審議いただくとして、まずはそれ以外の事項について、御意見等ございませんでしょうか。</p>
委員一同	(無し)
村井会長	<p>事務局の方からも何か追加でございますか。よろしいですか。</p> <p>それでは、次の議題に入りたいと思います。議事4でございます。「認定薬局に係る調査審議等について」事務局から御説明いただきます。</p>
事務局（横田課長）	(資料3, 4, 5について説明)
村井会長	<p>この認定薬局の調査審議のことで、目的と背景、そして県と審議会の役割、今後の対応ということについてスケジュールを含めまして、御説明いただいたところでございます。</p> <p>このことについて、御質問がございましたならば、いかがでしょうか。</p>
富永委員	<p>資料3のところで、分からぬので教えていただきたいんですけれども。</p> <p>項目3（1）宮城県の役割及び事務についてのところで、②に認定薬局台帳の整備が記載されておりますが、薬事業務総合支援システムというのは、何を指していらっしゃるのか教えていただければと思います。</p>
事務局（内海課長補佐）	<p>それでは、薬事業務総合支援システムについて御説明させていただきます。</p> <p>仙台市でも同様のシステムを導入していただいておりますが、県内の薬事、毒物劇物そして温泉等に関する台帳管理等を支援するためのシステムとして、全保健所、支所に配備されオンラインで結ばれているものでございます。</p> <p>それと連携する形で、認定薬局についても台帳の作成や認定証を発行するという、従来の薬局等に対して行っている、台帳作成等の業務に使用しているシステムを拡充するという形で考えております。</p>
富永委員	分かりました。「ミヤギ薬局けんさく」という、一般の市民に薬局の情報提供するシステムとは、また別の宮城県の中のシステムということでよろしいですか。
事務局（内海課長補佐）	そうです。「ミヤギ薬局けんさく」については、一般県民の方が、どういう薬局がどこにあって、どんなことをしてくれるのか、ということが広くアクセスできるようになっております。

こちらについても、認定薬局制度を踏まえて、国の方でも拡充を図るよう、いろいろと整備している最中でございますが、それとは別に、薬事業務総合支援システムは、薬局等の台帳や許可証を発行するためのシステムとして、県の職員が使用しているものになります。

富永委員

ありがとうございます。

もう一つ、質問があります。こちらの認定に関しての要件が、国の方で示されたものだと思いますが、各都道府県で独自性というものはあるのでしょうか。また、どのような形でお考えなのかを教えていただけたらと思います。

国から出された認定要件があると思いますが、宮城県ならではの要件といったものもあるのか、どうなのかというところです。

事務局（横田課長）

先ほど、資料5で御説明いたしました、病院薬剤師会に今年度委託し、認定薬局制度が始まるに当たって、いろいろと御検討いただいている中で、当然ながら地域性というのがございますので、宮城県に合う方法というはどういうものかというのを含めて、御検討はいたいて良いと思いますが、認定薬局制度が始まると当初については、やはり厚生労働省の考え方方に沿って、全国一律のものでスタートすることを考えています。

ただ、この審議会の中でもいろいろと御意見をいただいて、宮城県では、若干こういうやり方に変えた方が良いだとか、こういうやり方を付け加えた方が良いだとか、そういうものが出てくれば、当然國の方には意見として上げていきたいと考えております。

富永委員

ありがとうございました。

村井会長

何か現時点で、アイディア等ある方はどうぞ。

山田委員お願いいたします。

山田委員

県薬剤師会の山田です。

認定要件について、結構厳しいところが多々あると思うのですが、この認定薬局に関わらず、他のところでも、コロナ禍ということで、なかなか会議等が開催できない、多職種等連携も取れないという状況があるかと思います。このことについて、現時点では、国の方から認定に関するところの、何らかの情報はあるのでしょうか。

事務局（横田課長）

来年8月から始まる認定薬局制度において、関連機関が集まっての会議にどう参加するか、ですね。実績について先ほども具体的な数字を申しましたが、実績として残さないと認定できないというところがありますので、回数をどのようにカウントするかという件は、実は、私どもも非常に悩ましいところです。

会議等でも、国に質問をしているところでありますが、現状では、どこまでを認めるといったことは、具体的には示されていない、公的には示されてないという状況です。

山田委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>恐らく来年の8月に向けて、各薬局で一番気に入っているのが、その辺りの実績要件なのかなというふうに思います。もし情報がありましたら、逐一御連絡いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
村井会長	<p>資料5の中では、Web研修ですか、Webカンファですか、そういう方法も考えられているということですので、そのようなことが充実してくれれば良いな、というふうに思いますけれども。</p> <p>他にはいかがでしょうか。</p>
平塚委員	<p>従来の健康サポート薬局の場合は、かかりつけ薬剤師・薬局の機能と、健康サポート機能を合わせて持っているという定義付けだと思うのですが、今回は、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を地域連携薬局の機能というふうに位置付けて、健康サポート機能があろうがなかろうが、地域連携薬局の認定をするというような考え方でよろしいでしょうか。</p>
事務局（横田課長）	<p>そうですね。従来の健康サポート薬局、平成28年10月からスタートした制度は残しつつ、こちらは地域医療にどうやって参画していくか、という制度になっております。</p> <p>健康サポート薬局については、地域における、お薬を含めた相談所的な役割があって、必要であれば受診勧奨したり、介護用品を販売したりと、いろいろな御相談に乗るという形です。</p> <p>今回の認定薬局については、地域医療に参画していくというところに違いがあるかと思います。</p>
平塚委員	<p>恐らく、これまでの健康サポート薬局の認定に関わる要件をクリアできていれば、地域連携薬局の認定を受けられるような気がしたのですが、そういう訳ではないですか。</p>
事務局（横田課長）	<p>今回の認定に当たっては、月平均30回以上の医療機関への服薬情報の報告、月平均2回以上の居宅での服薬指導といったものをクリアしない限りは、認定できませんということが示されていますので、大きな考え方としては、健康サポート薬局として機能していれば、ほぼほぼ認定薬局の条件をクリアするかとは思いますけれども、より厳格に、というところに違いがあるかと思います。</p>

平塚委員

分かりました。

もう二つありますて、先ほどの山田先生の質問と被るのですが、認定要件の中に、やはりすごく厳しいものがあると私も思っていて、このことは厚労省に言った方が良いのかかもしれないですけども、いわゆる専門医療機関連携薬局の認定に関わる条件として、その専門性の認定を受けた薬剤師が常駐してないといけない、とありますよね。

恐らく、日本医療医薬学会とか、日本病院薬剤師会のがん専門薬剤師、あるいはがん薬物療法認定薬剤師の要件が必要になってくると思うのですが、薬局薬剤師の方が、実際に、本当に取れるのかな、ということがすごく疑問です。

恐らく、各都道府県や自治体でも、この認定薬剤師になっている薬局薬剤師の方は、相当少ないのではないかと思うんですよね。

そうなると、これをどうやって支援していくのか、県の方で支援していく方策を取らないと、数が増えないというふうに思うのですけども、その辺について、何か情報があれば教えていただきたいと思います。

事務局（横田課長）

まさに、専門医療機関連携薬局については、そこが大きな課題になっておりまして、研修もどのレベルまでなのか、いろいろと日本医療医学会など具体的な名前も出てはいるのですが、それと同等とするものがどこまで認められるのかなども、まだ具体的にされていないので、発足当初は、なかなか、専門医療機関連携薬局の方は広がりが出てこないのかなと考えております。

ただ、スタートし動いていく中で、いろいろと出てきた課題について、例えば薬事審議会を通じていただいた課題などについては、先ほど申しました基金の事業等で実施できるものがあれば、そこは検討していきたいと考えております。

平塚委員

ありがとうございました。

これが、最後の質問ですけれども、資料3で、宮城県薬事審議会の役割として、②のところで「地域における認定薬局と医療機関等の連携体制の現状把握」とありますよね。その現状を把握するためには、何らかのパラメーターが必要だと思います。いわゆる、何かの報告数であるとか。

どれくらい連携してるのが何らかのパラメーターかというものは、数値化しないと、実際、現状把握の報告にはなかなかし難いと思うのですが、どのようなパラメーターをお考えでしょうか。

事務局（横田課長）

例えば医療審議会では、地域医療計画や先ほど申しました地域医療構想調整会議の中で、現状どの程度の医療機関、医療提供施設又は介護提供施設があって、といった資料がございますので、そういう資料を提供していただきながら、薬事審議会において「（認定薬局に地域の）偏りがある」といったことや、「もっとこういった特色出した方が良い」といったような御指摘をいただければと考えております。

平塚委員	なるほど、分かりました。ありがとうございます。
村井会長	今の御質問に関連して、医療施設と薬局との連携カンファのようなものを、どれ位の施設でやっているかというような数値、報告などは把握されていますか。
事務局（横田課長）	<p>現状は把握していないです。</p> <p>この制度をスタートしていくば、当然そのようなデータというものも必要になってくるかと思いますので、まずは、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局認定制度の広がりを出していき、その中でいろいろなデータを拾い、分析し整理しての作業をしていきたいと思ってます。</p>
村井会長	<p>そうしますと、次回の開催に向け、我々もどういったパラメーターで追つていったら良いのか、というようなことを考えておく。そして、審議に持ち寄るという形にしていただければ、良いかというふうに思います。</p> <p>あとは、専門薬剤師制度、（一社）日本医療薬学会の専門薬剤師制度につきましては、新しい地域薬学ケア専門薬剤師という制度が走りつつあり、暫定の手挙げがなされたところだと伺っていますので、その学会の動きも情報として入れながら進めなければ良いのではないかと思っております。</p>
事務局（横田課長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>是非、そういった情報をいただければ、大変私どもも助かると思いますので、よろしくお願いします。</p>
村井会長	この辺りは、薬剤師会の方でも動きがあるよう伺っております。そちらについても連携しながら、進めて行ければと思います。
山田委員	<p>要望ですけれども、恐らくこの制度が走り出したときに、一般の市民、県民の方は「この認定薬局っていうのは何なんだろう」というふうに、思うと思うんですね。</p> <p>そして、先ほど平塚先生からもありましたように、健康サポート薬局という薬局もある。地域連携薬局、専門医療機関連携薬局という薬局もある。何かいろいろな形の薬局が出てくるというように、一般の方が感じると思うので、それらの薬局がどういったものなのかということを、一般の方に分かりやすいように、県の方から広報、発信していただきたいということを、私の方からお願ひしたいと思います。</p> <p>いろいろと（認定の）要件がありますけども、それに沿った形で薬剤師会の方でも、日程に向けて、各薬局を指導していきたいと思います。</p> <p>恐らく、一番は「何が違うんですか」というような質問があるかもしれませんので、実際動き出した頃には「こういった違いがあるんだよ」「こういった意味合いの薬局ですよ」と</p>

	いうことを広く広報していただければと思いますので、私から要望ということで上げさせていただきます。
事務局（横田課長）	ありがとうございます。この制度は、患者のためにスタートする制度であり、患者さんが分かってないという状況ですと、意味がありませんので、普及啓発の方についてはいろいろと考えて参りたいと思います。
村井会長	水柿委員お願いします。
水柿委員	<p>健康増進薬局という言葉が出てきたときに、2、3人の一般市民から聞かれて、往生したことがあるのです。健康増進薬局という標榜をしている薬局と、していない薬局で「標榜しないところは、健康増進は関係ないのか」といった非常にネガティブな印象を持つ市民がいたことは確かなのです。ですから、そういう名称を付けるときに、誤解を招かないような、名称を付けていくというのが、大事じゃないかと思います。</p> <p>それから、認定薬局でも結構ですけれども、一般市民に対し、どういったことをする、どういったことを目指す薬局だ、ということを分かりやすく説明、表示しないと、誤解を招く可能性があるのではないかと危惧しておりますので、その辺よろしくお願ひいたします。</p>
事務局（横田課長）	<p>地域薬局、専門医療機関薬局については、法令上で定められているものですが、認定等の際には、その名称を使わざるを得ないのでしょうけれども、スタートしましたら、一般の人に分かりやすい愛称みたいなものが生まれてくれれば良いのかなと。これはもう、完全にアイデアベースですが、まずは、スタートさせて、いろいろと考えていきたいと思います。</p>
村井会長	私も、愛称があると良いのかなと思いましたけれども、また地域によって、都道府県によって違ったりすると、混乱の元にもなるのかと思いますので、その辺もウォッチしながら考えていくべきだと思います。
瀧島委員	<p>私は、地域医療の現場にいるものですから、特に在宅を見ておりまして、とても熱心にやつてくださる開業の薬剤師の方と、そうでもないところがありまして、そういう意味で、この認定として質が担保されることは、医療機関側からすると、とても安心できて良い動きだなと思って伺っておりました。</p> <p>薬剤師の方の力は、本当に在宅系でも大きいものですから、是非積極的に関わって、入ってきていただける、そういうところが見えて、とても私は良いなと思っています。感想ですけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>

村井会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>薬剤師の1人としては、非常に勇気付けられるようなコメントいただきました。</p> <p>他にも何か、御要望ですとか、コメント、御質問を含めてございましたらお願ひいたします。</p>
委員一同	(無し)
村井会長	<p>今の時点で、ということではあるかと思うのですが、今後その二つの認定薬局について、どれ位の数をという見通しが、もしございましたならば、教えていただきたいのですが。</p>
事務局（横田課長）	<p>地域連携薬局については、中学校区に一つを、厚生労働省が目指すと言っております。宮城県の中学校区が199ですので、単純に考えると200という形にはなるのですが、こちらも、スタートしてみないと分からぬところもあるかと思います。</p> <p>あと、専門医療機関連携薬局については、まずはスタート時「がん」患者に対する、ということになるかと思いますが、地域のがんに係る病院数を考えると、7件ですか、その程度になるかと思います。</p> <p>先ほど申しましたように、専門医療機関連携薬局については、スタート時、なかなか理想形にはいかないかとは思いますので、まさに審議会の場で現状等の御意見をいただきながら、いろいろと考えて参りたいと思います。</p>
村井会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他によろしいでしょうか。</p>
委員一同	(無し)
村井会長	<p>そうしますと、我々審議会の役割としましては、認定薬局の把握について事務局の方から報告いただくということと、連携の現状を把握していくということ、先ほど御意見ありましたが、数値化しつつ把握していくこと、というような方向性でしょうか。</p> <p>それから、整備方針を協議していくところかと思います。</p> <p>そうしますと、今後の進め方ですが、先ほど、省令が定まっていないというお話をございましたので、できれば、ある程度固まってから、次の審議会を目指してということになろうかと思うのですが、事務局からどの位の時期ですか、今後の進め方についてございますか。</p> <p>次の審議のベースになるような通知をある程度整えていただいて、省令の方もある程度固まってきてとのタイミングで次回と思うのですがいかがでしょうか。</p>
事務局（横田課長）	<p>まさに今、御説明あった通りで、今日は、法律改正の概要と、それから県として、今後の進め方考え方を説明させていただいたところですが、次回は、具体的なものをもって事務</p>

	局側から御説明した上で、いろいろと御意見を伺いたいと思いますので、認定制度がスタートし、いくつか薬局が認定されてきた段階で、具体的なものを持って、御議論いただきたいというように考えております。
村井会長	具体的に何月頃でしょうか。
事務局（横田課長）	来年7月1日から、事前申請の受付を始める予定ですが、その出方にもよるかと。1件、2件で、御意見いただきたいというのも、なかなか難しい面があるかと思いますので。
村井会長	ただ、無ければ無いで、その原因を探る必要があるということでしょうか。
事務局（横田課長）	確かに、例えば「要件が厳しすぎるから出ないのでないか」ですとか、申請が出ないなりの御意見というのもあるかと思いますので、スタートしてしばらく様子を見てということで、早ければ1年後位かというスケジュール感ではありました。
村井会長	これにつきまして、何か委員の方から、今後の進め方について御意見、コメント等ありましたらよろしいでしょうか。
委員一同	(無し)
村井会長	そうしましたら、資料3の左下にもあります通り、基本的には年1回程度の開催ということで、次回は約1年後ということにして、それまでに、各委員に宿題ということで、いろいろお考えいただいて、今後に活かしていくべきかというように思います。御協力のほどお願いいたします。
	それでは最後に、言い残したことなど、全体を通して何かございますか。
平塚委員	山田委員にお聞きするのが良いかと思うのですが、各調剤薬局の先生達は、この制度について十分分かっていて、経営者の方はこの制度に乗つかっていきたいな、というような感じはあるのでしょうか。
山田委員	薬剤師会の会員薬局については、やはり制度的なものであり、それだけ薬局としての価値が上がるというように、皆も取っていると思いますので、可能であれば乗っていこうという気持ちはあると思います。 ただし、どうしても薬剤師会の会員の中には、健康サポート薬局がある程度ハードルが高いところがあるのと、市町村によって、やや届出の受取方が違うことがありますので、そのあたりによりますが、意識的には、やはり可能であれば、地域連携薬局の方は、目指したいという薬局は多いと思います。

ただ、専門医療機関連携薬局の方は、専門薬剤師の養成も始まっていますけども、それにある程度の年数、日数を要しますので、その後の対応になるかと思います。

平塚委員

ありがとうございます。

昨日、先ほど話題に出た「ミヤギ薬局けんさく」システムで、健康サポート薬局が何件あるのかを調べたのですが、今34件なんですね。

他の東北地方の自治体はどうなのかなと思って調べたら、福島が57で、山形17、岩手13で、青森は調べたら地域毎にしか集計できなくて、少々調べ難く。また、秋田は調べなかつたのですが。福島は、結構57件もあるのだと思って、福島の取組に、なぜ福島が宮城よりもそんなに多いのかなというのは、何か原因が、理由があるのかなと思っています。

宮城県も、先ほど200という（目標）数値が出ましたけども、健康サポート薬局よりも少しハードルを低くすると、もしかすると100位は行くのかなというふうに思ったところです。

やはり、先ほど富永先生のお話で、各自治体の認定要件、これは宮城県独自だというようなもので、何か手心が加えられるのであれば、少々ハードルを下げて、認定の数を増やし、実績をどんどん出してもらって、宮城県としてはそういった機能的な薬局が増えますよという方が、ハードルを上げてしまって、そういう薬局はなかなか無いんですね、というよりは良いのかなという印象は持ちました。

ありがとうございます。

村井会長

他にいかがでしょうか。

委員一同

(無し)

村井会長

今回の認定薬局の件を拝見しますと、要件として研修や認定薬剤師の取得があり、それに研修の開催、学会の発表、論文の作成などが必要だと思いますので、是非、大学のリソースも活用して、御協力をしたいと個人的には考えております。

それでは、これでよろしいでしょうか。御意見がなければ以上といたします。

本日いただいた御意見を踏まえまして、これから、調査審査等を行っていきたいというところでございます。異議ございませんでしょうか。

委員一同

(異議無し)

村井会長

それでは、異議無しということで、以上で議事を終了させていただきたいと思います。

御協力ありがとうございました。

これで、事務局にお返しいたします。

事務局（加藤副参事）

村井会長、議事進行いただき、誠にありがとうございました。また、委員の皆様、貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、宮城県薬事審議会の一切を終了いたします。本日は、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございました。